



東上総教育事務所ソポールマーク



〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp
第1号

令和元年5月17日(金)

「子どもたちの未来に向けて」 所長 宮内 教夫

先月は何かと「平成最後の…」と言われることが多かったようですが、今月からは「令和最初の…」という言葉が使われることが多くなるのでしょうか。時間には切れ目がないので、元号が変わったからといって、すぐ物事が変化するものではありませんが、時代の雰囲気というものもあるように思います。昭和から平成へと変わった時も、何かそんな時代の雰囲気の変化を肌で感じたように覚えています。

キーワードで言えば、「新学習指導要領」「道徳の教科化」「小学校外国語活動・外国語」「主体的・対話的で深い学びに向けての授業改善」等、私たちは大きな教育改革の真っただ中にいます。

今回の指導要領の改訂では、子供たちに未来を生き抜くための資質・能力を高めることが強調されていますが、見方を変えると、「少子高齢化の先にある日本の将来は大丈夫だろうか。」「人はAIにとって代わられてしまうのだろうか。」「プログラミング教育に取り組みないと国際競争で取り残されてしまわないか。」等、背景には厳しい未来予測、危機感があるようにも感じられます。

未来には、経験したことのない状況や課題が待っているかもしれません。そのような社会に適應できる、課題を乗り越えるための資質・能力とは何か、子供たちをしっかりと見つめながら、必要な力を身に付けさせることが求められているのです。

私たちは、新しい時代、新しい教育の扉の前に立っているのだと思います。子供たちがこれからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、力を合わせながら、ともに歩んでいきましょう。



令和元年度の東上総教育事務所の重点目標を以下のとおり設定しました

適正・正確な事務処理の推進

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実
- (3) 学校事務の共同実施の充実

「人財」育成と信頼される学校づくり

- (1) 資質と教育力の高い、信頼される「人財」の育成
- (2) 教職員のモラルアップと不祥事の根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

「生きる力」の育成

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 学校(園)間の連携
- (3) 研究と修養
- (4) 学力向上
- (5) 道徳教育・人権教育
- (6) グローバル化に対応した教育
- (7) 生徒指導
- (8) 特別支援教育
- (9) 体育・健康・安全教育
- (10) キャリア教育
- (11) 社会教育

「すべては子どもたちのために」

総務課から

各種手当・令和元年度初任等事務職員研修会について

○各種手当について

現在受給している各種手当について届出事項に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします。届出が遅れることにより、戻入が発生します。特に、扶養手当については被扶養者の収入の増により要件を欠く場合、扶養手当だけでなく、期末・勤勉手当や所得税等さまざまな影響がありますので注意してください。

○「令和元年度初任等事務職員研修会」を開催しました

4月11日(木)に第1回公立小・中学校事務職員等研修会を開催しました。平成29年度以降に採用された事務職員(臨任事務職員含む)と各市町村(組合)教育委員会担当者を含めた12名が参加し、熱心に受講されました。研修内容は、通勤・扶養・住居の3手当に加え、給与の支給についての説明を行いました。

今年度は、「小中学校事務職員副主査研修」を新たに実施する予定です。学校事務の共同実施のリーダー育成や学校経営に参画できる事務職員の育成等を目的とし、学校における諸問題の解決力の向上を図ってまいります。



管理課から

教員免許更新制に係る受講及び申請について

※詳細は、千葉県教育委員会ホームページで御確認ください。

今年度、以下の方々は、「更新講習の受講及び申請」「免除申請」「延期・延長申請」のいずれかを、必ず行ってください。

申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。

- ・【旧免許状所持者】**第10グループ受講対象者の生年月日は次のとおりです。**
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
昭和59年4月2日～
- ・【新免許状所持者】**有効期間満了の日が平成32年3月31日と記載された免許状所持者**
- ・【その他】過去に延期申請をした方で、今年度中に修了確認期限（旧免許状）、または、有効期間満了の日（新免許状）を迎える者

※「更新講習を受講したこと」「管理職であること」「(旧免許状所持者の場合)過去10年以内に新しい免許状を授与されている」だけでは、更新手続き完了ではありません。

※「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限(有効期間満了の日)が免許状を授与された日によって異なりますので、確認をお願いします。

○ 臨任講師や非常勤講師についても教員免許更新制の対象になります。

○ 育休・療休・看休・休職中であっても、期限までに必ず必要な申請をしてください。



○ 旧免許状所持者は、**修了確認期限が生年月日で割り振られています。**

○ 新免許状には、10年の有効期間が付されます。**それぞれの有効期間を御確認ください。**

○ 「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

★ 今年度末に修了確認期限(旧免許状の第10グループ)、または、今年度末に有効期間満了の日(新免許状)を迎える方は、夏季休業中に更新講習の受講を済ませ、10月4日(金)の事務所締め切りまでに申請してください。

★ 教育事務所での上記以外の免許関係申請手続きの最終締め切りは、12月20日(金)です。

相談室から

東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう！

- 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室(1階)
〒297-0024 茂原市八千代2-10
- 電話番号 **0475-23-4460 (相談専用)**
- 相談日時 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時～午後5時
- 相談対象 園児(保・幼)、小・中学生、高校生等、保護者及び教職員
- 相談内容
 - ・いじめや不登校に関すること
 - ・集団不適應に関すること
 - ・家庭で困っていること
 - ・発達に関すること
 - ・心の悩み等に関すること
- 相談方法 電話相談、来所相談
- 電話相談 学校から直接、保護者から直接、児童・生徒から直接も可能です。
- 来所相談 面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で相談日時の予約をしてください。

気軽に御相談ください！

